

舞鶴市債権管理条例の一部を改正する条例制定について

【改正の理由】

市の債権の管理を適正かつ効果的に推進するため、債権放棄の要件を改める等所要の改正を行うものです。

【改正の主な内容】

1. 債権管理者の責務

債権管理者の責務について、債務者が生活困窮者である場合は、当該債務者の生活再建に資するよう、必要な助言を行うことを追加します。

2. 遅延損害金

改正民法の施行（令和 2 年 4 月 1 日）に伴い、関連して削除された商法の規定を削除します。改正後は、遅延損害金の割合は民法に規定する法定利率のみとなります。

3. 債権の放棄

（1）生活保護の被保護者等の債権の放棄を追加

生活保護の被保護者やこれに準ずる状態にある者であり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがない債権について、債権放棄することができることとします。

（2）徴収停止後の債権の放棄を追加

法人の事業休止、債務者の所在不明、少額債権等の理由により地方自治法施行令に基づいて徴収停止の措置をした後、規則で定める期間が経過した後においても、なお履行が困難又は不適當な債権について、債権放棄することができることとします。

（3）時効期間を経過した債権の放棄の要件の変更

現行の「消滅の時効期間の経過」に加えて付していた「債務者所在不明」「相続人不確知」「少額債権」等の追加要件を廃止して、債務者に時効を援用しない特別な理由がある場合を除き、消滅時効の完成をもって債権放棄することができることとします。

【施行期日】

- ・公布の日から施行
- ・ただし、2. 遅延損害金 についての改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行